

寄 附 行 為

学校法人溝部学園

一部省略

(役員及び評議員の報酬)

第 5 7 条 役員及び評議員に対しては、無報酬とする

一部省略

附 則

一部省略

[2 7]令和 2 年 2 月 3 日文部科学大臣認可のこの寄付行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

[2 8]この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 6 年 8 月 5 日）から施行する。

[2 8]この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和 7 年 2 月 4 日）から施行する。